平成２２年（フ）第３１４４号
愛知県知多郡武豊町大字冨貴字外面98―１　リベールＢ棟201号室、住民票上の住所愛知県知多郡美浜町大字小野浦字西川47番地１
破産者　森田　厚子
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２７９号
愛知県知多郡阿久比町大字白沢字北半ノ木９番地13
破産者　Ｉ―ｐｈｏｔｏこと健康美食ダイニングうだもしたんこと　稲葉　　豊
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４６１号
岐阜県可児市広眺ケ丘８丁目１番地１
破産者　新帯　光男
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２９３号
大阪府東大阪市荒川３丁目17番36号
破産者　村上　儒徳
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７２９号
大阪府東大阪市近江堂３丁目１番４―132号
破産者　堂下　正一
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８６０号
大阪府豊能郡能勢町下田124番地の１　406
破産者　大隈　清美
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１０７号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目24番26号
破産者　阪和事務用品店こと　田村　清佑
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４８１号
愛知県愛知郡長久手町大字長湫字東原山25番地　藤ケ丘ガーデン第２・606号
破産者　仲西　　豊
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１１４号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番12―211号
破産者　西本　雄一
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１３１号
大阪府吹田市垂水町３丁目25番25―501号
破産者　松岡　慶子
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１６１号
大阪市大正区小林東３丁目23番26―606号
破産者　コモリ重機こと　古森　圭一
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８７５号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番26―205号、前住所大阪府富田林市寺池台１丁目９番55―604号
破産者　南山　光司
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５２６号
兵庫県豊岡市城崎町桃島1263番地の７、開始決定時の住所兵庫県豊岡市気比3927番地
破産者　左近　豊文
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１２号
兵庫県尼崎市塚口本町６丁目13番10号　あけぼの荘101号
破産者　麻生川君代（旧姓林）
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９５３号
兵庫県姫路市北原45番地61
破産者　田中　晶子（旧姓垣内）
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３７０号
佐賀市神園２丁目７番16号
破産者　上田　忠久
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
佐賀市神園２丁目７番16号
破産者　上田　博美
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９２号
佐賀県佐賀市白山１丁目５番39号
破産者　深川　和良
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７号
青森県十和田市西六番町８番11号
破産者　村上　成子
１　決定年月日　平成23年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部